

日本最南端の自然文化都市



ISHIGAKI



たていとよこいと
経糸と緯糸が織りなす彩り
いろいろ

八重山上布とミンサー織

八重山地方に連綿と伝わる八重山上布とミンサー織は私たちの先人が、人頭税などの苦難の歴史の中で作りあげた伝統的織物であり、長い年月を経て現在に受け継がれております。

平成元年（1989年）には国の伝統的工芸品にも指定されました。

石垣市では、昭和51年に「石垣市織物事業協同組合」を結成し、講習会を開催するなど、伝統的技法の継承に取り組んでおります。

今月は、八重山上布をはじめとする織物文化についてご紹介します。（関連記事7面へつづく）

写真は、同組合理事長の松竹喜生子さんです

1999年 No.330 **4月号**

（平成11年4月30日発行）

人口と世帯数

総人口 43,577 (-593)
男 21,838 (-340)
女 21,739 (-253)
世帯数 16,332 (-221)

（平成11年3月末日現在）

■ **今月の主な内容**

介護長寿課を新設……P 2 交流を広げたトリアスロン大会… P 4
市税納付のご案内……P 3 織物文化の歴史……… P 7
最終処分場が完成……P 3 春の大掃除……… P 8

すこやかな長寿社会をめざして

——介護長寿課を新しく設置——

介護長寿課を設置

来年四月から「介護保険制度」が始まります。

石垣市では、これまでの介護保険準備室と福祉課の老人福祉係を統合し、「介護長寿課」として新設いたしました。

介護が必要になったら

介護サービスを受けるため

には次のような手続きが必要です。はじめに市役所「介護長寿課」の窓口申請します。市役所のほか、在宅支援センターや訪問看護ステーションなどでも手続きできます。

介護の必要性や介護の程度を調査

申請があった方の家へ職員が家庭訪問調査に訪れ、日常生活の様子を面接調査します。また、病気や怪我などについて医師の意見を求めます。

面接調査の結果とかがりつきの医師の意見書が「介護認定審査会」に提出されます。

介護サービスがスタート

申請して三十日以内に市役所から「要介護認定」の結果が文書で通知されます。認定を受けた場合は、本人や家族で相談して、「在宅サービス」または「施設サービス」を選びます。「要支援」の認定を受けた場合は在宅サービスの利用できます。

介護サービスが始まる前に介護の種類や日程などが決められます。介護サービスを利用する方はその計画にしたがつてサービスを利用します。利用者は費用の一角を負担します。

憲法週間を迎えて

五月三日は、憲法記念日です。日本国憲法は、昭和二十二年五月三日に施行されましたが、その施行を記念し、国の成長を期するためにこの日が憲法記念日とされたのです。全国の裁判所では、毎年憲法記念日を中心とする五月一日から七日までの一週間を憲法週間とし、法務省、検察庁や弁護士会の協力を得て、講演会や無料法律相談などの各種行事を行っております。

近代国家の憲法は、すべての人を個人として尊重すること、すなわち、個人の尊厳を確保し、個人の自由と平等を保障することを目標としており、日本国憲法も、基本的な人権を広く保障しています。

しかし、個人の自由が尊重されるといっても、それは各人が勝手気ままに振る舞うことが許されるわけではないことに注意しなければなりません。ある人の基本的人権を保障するには、他の人の基本的人権も同様に保障する必要があるわけで、その間の矛盾や衝突を調整し、さらには、国民全体の共同の利益を損なうことのないよう調整する必要があります。日本国憲法が基本的人権を保障するともに、公共の福祉による制約についても定めているのは、このような理由によるものです。

ところでこのような権利を擁護するためには、国家権力が不当に行使されることのないよう、国家権力は、国民の基本的人権の保障の理念を踏まえた法に従って行使されるべきであるという

考え方が生まれました。これを法の支配といい、日本国憲法もこれを基本原則の一つとしています。このような法の支配の原理の下においてこそ、すべての国民が安心して平和な生活を営むことができるのです。

それでは、基本的人権を守り、法の支配を維持する役割は、だれが果たすのでしょうか。それは、まず私達自身がその役割を果たしていくべきでしょう。一人ひとりが基本的人権の意義を認識し、日常生活の中で、自分の権利とともに他人の権利をも尊重していくことが大切です。一方、憲法上、基本的人権の擁護や法の支配を維持する役割を与えられているのが裁判所です。

すなわち、裁判所では法律等が憲法に違反しないかどうかを審査するという重要な権限（違憲立法審査権）を与えられており、公平な裁判を通して不法な侵害から人々の基本的人権を守り、正義を実現しているのです。裁判所は、いわば憲法の番人としての役割を果たすよう期待されているのです。

日本国憲法が施行されてから今日に至るまでの間、裁判所は様々な事件の解決を通して、基本的人権を守り、法の支配を維持する役割を果たしてきました。

憲法週間にあたり、我々一人ひとりが基本的人権の尊重や、法の支配の意義とそれを守っている裁判所の役割をよく理解し、自らもまた、法を守るといふ姿勢をもって我が国をより一層、基本的人権が尊重され、法の支配の行き届いた国にしていこうではありませんか。

【那覇地方裁判所】



石垣市介護長寿課

市役所一階に介護長寿課の看板が設置されました

市民税・固定資産税の納付は早めに

税金の相談はお気軽に税務課窓口へ

市民の皆様には、日頃から税務業務へのご協力、心から感謝いたします。税金などの納付は、市民と市役所との信頼関係がないと成り立たない仕事であります。

市民税と固定資産税

市民税は、市民の生活に直接結びつく行政サービスの費用や、住みよいまちづくりのための費用などを出来るだけ多くの市民に負担してもらおうという税金です。

また、固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者として不動産登記簿または固定資産課税台帳に登記・登録されている人が納税義務者になります。所有者が亡くなっている場合は、その土地や家屋を所有している人が納税義務者となります。

昨年度の税金は五月まで

「固定資産税」の第一期分の納付期限は四月三十日です。まだ納めてない方は早めに納めて下さい。毎年、四月は「未納税金整理月間」です。平成10年度に納める税金は、五月いっぱいまで納付しましょう。

まとめて納めると減額

固定資産税と市県民税は、年間四回に分けて納付すること

とになっておりますが、まとめて四回分を納めると「全期前納報奨金」の制度により減額されます。この機会にご利用下さい。

住民税の問い合わせや納付については、市役所税務課に問い合わせして下さい。

● 問い合わせ ●
税務課 ☎三一一一三三



市税の相談はお気軽に税務課窓口へ

平成10年度の滞納税金は 5月31日までに納めましょう

5月は軽自動車税納付月です

ごみをむやみに捨てないで

10月からごみ散乱防止条例を施行

三月定例議会において『石垣市ごみの散乱防止条例』が議決され、十月一日から条例が施行されます。この条例は道路、原野、海浜、河川及び空き地など公共の場所や個人の土地などにごみの不法投棄を防止するものであり、違反すると氏名を公表される場合があります。

市民の協力で、ごみの散乱を防止しましょう。廃棄物の適正処分ができる「管理型最終処分場」が完成しました。

新しい処分場では、燃やさないごみ、有害ごみは埋め立て処分し、資源ごみは選別保管されます。ごみはこれまでのように個人でも事業所でも直接持ち込むことができます。

しかし、分別されていないごみは、持ち込みできませんので注意して下さい。

持ち込みのできるごみの種類と持ち込むことができる時間は次のとおりです。

- 【種類】
- ① 燃やさないごみ
 - ② 雑誌や新聞紙
 - ③ 段ボール等の紙類
 - ④ 飲料用の空き缶やびん類
 - ⑤ ペットボトル

【時間】

月曜日から土曜日までの午前八時三十分から午後四時まで（日曜日と正月三が日は休みです）

【問い合わせ】
環境保護課 ☎2-1258



各学校の応援団の声援を受けて力走する男子選手



登野城漁港を通過する女子バイク競技



ファミリーコースでは家族ぐるみで応援



大会翌日、各学校でワールド出場選手と児童生徒との交流会が行われました。(宮良小)

市民の声援に支えられて 大会が成功しました

'99ITUトライアスロンワールドカップ& 石垣島ファミリートライアスロン大会

市民ボランティアが
大会運営を支える

99 ITUトライアスロン・ワールドカップ石垣島大会&石垣島ファミリートライアスロン大会が四月十一日に開催されました。当日は、晴天に恵まれ、沿道を埋め尽くした三万余りの市民応援団、運営に携わった市民ボランティアや関係者の支援と協力により大きな成果を残しました。

今大会では、市内の各小中学校の児童生徒がそれぞれの国を応援してもらおうと「一校一カ国運動」を展開しました。また、コース沿いには八重山農林高校や八重山養護学校、各団体や地域の皆様が丹精こめてつくりあげた花文字やプランターの花が見事に咲き誇り大会に彩りを添えました。

ファミリーの部に五百五十二名が全国各地から参加しました。また、ワールドカップレースは、NTTジャパンカップ第一戦を兼ねて行われ、世界二十八か国から男子八十名、女子七十一名の選手が参加しました。

ハロップ&ウエルチに
栄冠

女子のレースは、ロレッタ・ハロップ選手(オーストラリア)がスイム・バイクで先頭集団の中心となってレースをリードし、ランで逃げきって優勝しました。日本選手では細谷はるな選手が十四位、庭田清美選手が十六位に入りました。男子のレースは、常にトップ集団を形成していたグレッグ・ウエルチ選手(オーストラリア)がランで抜け出し大会二連覇を果たしました。

交流の輪が広がる

大会の翌日、市内の各小中学校ではワールドカップに出場した選手と児童生徒との交流会が行われました。この交流会は一校一カ国運動の一環として行われたものでそれぞれの学校で心温まる交流会が行われました。この交流会には九州各県で国際交流員として活躍している皆様や市内在住の通訳ボランティアの皆様にも協力していただきました。

あなたと市役所を結びます

平成十一年度
地区プロパー紹介

平成十一年度の「地区プロパー」が次のように決まりました。地区プロパーは、市役所と市民の間で行政事務の推進に携わり、市役所からの通知書の配付、市県民税、固定資産税、国民健康保険、国民年金などの納付のお願いに伺います。また、「広報いしがき」など市が発行する刊行物の配布等を行っております。



3区 新城 清

石垣市字登野城708-2
☎ 2-5317
担当地区：登野城



2区 新城 永三

石垣市字登野城769-9
☎ 2-6031
担当地区：登野城



1区 慶田城政用

石垣市字登野城628-7
☎ 2-8032
担当地区：登野城



6区 鳩間 真吉

石垣市字大川348-1
☎ 2-5515
担当地区：大川



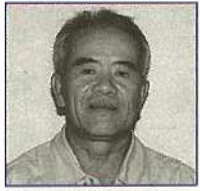
5区 宮良 信篤

石垣市字大川316-1
☎ 2-4987
担当地区：大川



4区 友利シゲ子

石垣市字登野城580-2
☎ 2-5085
担当地区：登野城



11区 多良間平三郎

石垣市字新川2442-2
☎ 3-3489
担当地区：新川、真喜良第1団地



10区 照屋 玄

石垣市字新川209
☎ 2-2580
担当地区：新川



9区 宮良 長定

石垣市字新川45-2
☎ 3-3188
担当地区：新川



8区 崎枝 孫雄

石垣市字石垣133
☎ 2-8200
担当地区：石垣



7区 武松 一男

石垣市字石垣168-1
☎ 2-6321
担当地区：石垣



16区 高屋 英良

石垣市字川平676
☎ 8-2232
担当地区：川平



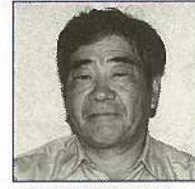
15区 野里 正吉

石垣市字崎枝239-45
☎ 8-2519
担当地区：崎枝



14区 島田セツ子

石垣市字登野城2389
☎ 2-5895
担当地区：嵩田



13区 友利 三郎

石垣市字名蔵243-264
☎ 2-5893
担当地区：名蔵・元名蔵



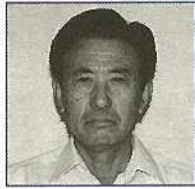
12区 下地 恵厚

石垣市字新栄町20-6(202)
☎ 2-4836
担当地区：新栄町



21区 大島 尚男

石垣市字白保110
☎ 6-7246
担当地区：白保



20区 仲宗根良光

石垣市字宮良244
☎ 6-7201
担当地区：宮良



19区 小底 善功

石垣市字大浜93
☎ 2-6394
担当地区：大浜、磯辺



18区 大浜 徳一

石垣市字平得366
☎ 2-6596
担当地区：平得



17区 石川 真治

石垣市字梓海273
☎ 9-2115
☎ 2-4836
担当地区：米原、富野、大田、伊土名



26区 比嘉 政一

石垣市字平久保234-274
☎ 9-2137
担当地区：久字良



25区 井上 隆盛

石垣市字伊原間308
☎ 9-2259
担当地区：明石



24区 新垣 正義

石垣市字伊原間59
☎ 9-2214
担当地区：伊原間



23区 新城 勇吉

石垣市字桃里201-441
☎ 6-7403
担当地区：伊野田、大野



22区 大城 英和

石垣市字桃里165-916
☎ 9-2138
☎ 6-8867
担当地区：星野



31区 伊良皆高則

石垣市字真栄里1111-230
☎ 2-3071
担当地区：開南、於茂登



30区 當銘 盛信

石垣市字大浜2064
☎ 2-9738
担当地区：三和、川原



29区 上地 勝久

石垣市字野底1123
☎ 9-2168
担当地区：栄、兼城、下地、多良間



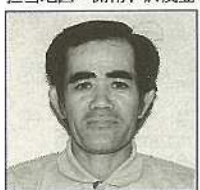
28区 平良 辰男

石垣市字平久保448
☎ 9-2465
担当地区：平野



27区 大松 正昭

石垣市字平久保25
☎ 9-2138
☎ 3-1873
担当地区：吉野、平久保



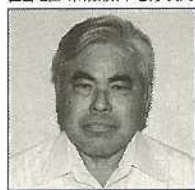
36区 仲松 益貴

石垣市字川平1175-156
☎ 8-2515
担当地区：大嵩、仲筋、吉原



35区 平良 道康

石垣市字白保1512-33
☎ 2-6930
担当地区：大里



34区 仲山 忠篤

石垣市字真栄里65
☎ 2-8015
担当地区：真栄里



33区 仲地 伸

石垣市字新川2357-7
☎ 2-6911 担当地区：新川、新川団地、真喜良第2、3団地



32区 宮良 信和

石垣市字大川153
☎ 3-1873
担当地区：美崎町、浜崎町、八島町

こくほ 国保は健康を守る制度です

▶ 国民健康保険税徴収員紹介 ◀

国民健康保険制度は、住民の医療と健康づくりに大切な役割を果たしています。この制度は「国保税」を納付することによって成り立っております。国保税の納付が遅れると、事業運営に影響がでることになり、また未納者が国保手帳を使用できなくなります。平成11年度の「国民健康保険税徴収員」が次の方々に決まりました。

国保税の納付は各地区の徴収員に相談して下さい。

【問い合わせ】民生部国保年金課 ☎2-8126



富名腰 美智子

石垣市新栄町6-14
☎2-9410
担当地区：新川9・10区



坪井 範子

石垣市字真栄里204-146
☎3-2695
担当地区：石垣



喜友名 吉江

石垣市字真栄里1111-36
☎2-2578
担当地区：大川、名蔵、嵩田、三和、川原、



花城 充子

石垣市字平得290-3
☎2-1637
担当地区：登野城3・4区



富島 幸子

石垣市字登野城416-2
☎2-4155
担当地区：登野城1・2区、於茂登、開南



小波本 由美子

石垣市字登野城1276-5
☎3-3340
担当地区：美崎町、浜崎町、八島町、新川33区



中村 文代

石垣市字白保89
☎6-7974
担当地区：宮良、白保、大里、星野、伊野田、大野



大工 美栄子

石垣市字大浜151-2
☎3-2017
担当地区：大浜



花城 アツ子

石垣市字登野城630
☎2-5977
担当地区：平得、真栄里



上地 幸江

石垣市字新川2345-1 305
☎3-1899
担当地区：新川11区、新栄町

市民の手でつくる 福祉社会をめざして

市社会福祉協議会事務局を移転



新しい事務局に看板を設置する大濱市長と田真会長（中央）

石垣市社会福祉協議会の事務局は、これまで市役所内にありましたが、このほど文化会館内へ移転いたしました。四月五日には業務開始のセレモニーが行われ、大濱市長と田真会長がそろって看板を設置しました。

また、大濱市長と社会福祉協議会職員との懇談会が開かれ、活動の現状や、福祉施策を推進するうえでの問題点、今後の取り組みなどについて意見交換を行いました。尚、文化会館内には同協議会の他、視聴覚ライブラリー、石垣市文化協会などが新しく事務所を設置しました。社会福祉協議会への問い合わせは次のとおりです。

☎四一二二一一
FAX 四一―九九

年金は世代と世紀をつなぐ橋

▶ 国民年金納付指導員紹介 ◀

国民年金保険料を納付しないと、将来の老齢年金が受給できなくなります。また、万が一病気やけがをした場合に国民年金を受けられなくなります。今年度も8名の納付指導員が保険料の納付や各種手続きのお手伝いをいたします。

国民年金保険料についての問い合わせは、各地区の納付指導員か国保年金課へお願いします。

【問い合わせ】民生部国保年金課 ☎2-8126



当 銘 秀

石垣市字新川155-7
☎2-5223
担当地区：大川・美崎町・石垣7区



高 良 和 子

石垣市字大浜57-5
☎2-1867
担当地区：登野城4区・平得



上原 秀 子

石垣市字登野城1260-6
☎3-2589
担当地区：登野城1・2・3区、八島町



竹 松 和 子

石垣市字大浜318
☎3-8097
担当地区：大浜、真栄里、磯辺



安 部 寿 美 子

石垣市字石垣415-1
☎2-2273
担当地区：新栄町、浜崎町、石垣8区



新 里 セ ツ

石垣市字新川12369-4
☎2-8377
担当地区：新川 9、10区



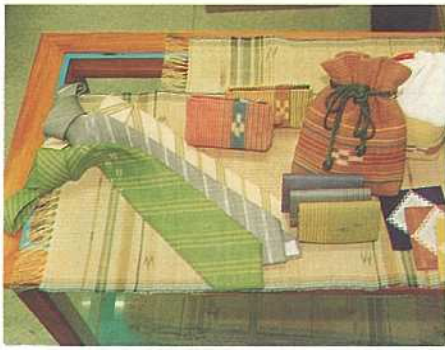
仲 宗 根 ね り

石垣市字白保268-34
☎8-5129
担当地区：宮良、白保



宮 良 玲 子

石垣市字新川302
☎2-8310
担当地区：新川11区、33区



織物の良さを若い人たちに伝えたい

人頭税の苦難の中で 耐え忍んで花開いた八重山上布



伝統工芸館に所蔵されている「地機」(ジバタ)

織物は、植物の繊維を手で紡(つむ)いで糸をつくることから始まります。紡(つむ)いだ糸を経(たて)糸として並べ、直角に緯(よこ)糸を交錯させ、織機を使って布地を織り上げます。人類の歴史上、織物の起源を知ることができるとは、紀元前五千年頃のエジプトやスイス等のいくつかの地域から織物片が出土しております。その中でも中国の絹織物は世界的に優れており、シルク・ロード(絹の道)を通じて西方へ運

ばれ、東西貿易の主要品となりました。紡いだ糸が織りなす文化 日本には、中国大陸や朝鮮半島から織物文化が伝わり、縄文晩期や弥生時代の遺跡から絹や苧麻(ちよま)の織物片が出土しています。また、飛鳥・奈良時代には律令制による統制的生産がなされております。十二世紀頃に中国から泉州堺(現大阪)に伝えられた技法は西陣織りや金襴緞子(きんらん)

どんす)縮緬(ちりめん)などとして発達していきました。

悲しい歴史を刻む上布

八重山上布の起源は、薩摩が琉球支配を始めた一六〇九年前後といわれており、人頭税の実施に伴って盛んに製作されるようになりまし。その過重な「貢納布制度」によって幾多の悲話各地で生まれましたが、長い歴史の中で精巧で美しい織物がつくられ、今日へと継承されております。

人頭税が廃止された後、八重山上布を産業として育成する組織が結成されましたが、業界の不振や第二次世界大戦の影響で従事者が次第に減少し、戦後は三、四名の方々が上布織りを続けてこられました。昭和五十一年、県や市の育成事業よって、現在の「石垣市織物事業協同組合」が発足し、若手技術者の育成などで伝統織物の継承発展が進められております。昨年は、八重山上布に長年取り組み組んでこられた新垣幸子氏が「現代の名工」に認定され、全国的に石垣市の名を高めました。

いつの世までも

八重山上布と並んでミンサー織りも八重山地方の伝統的織物であります。八重山では、いにしえより婚礼祝いなどに花嫁が花婿への贈物をするときにミ

ンサーを用いたといわれております。緋の模様は、「四」と「五」の模様が交互に続き、「いつ(五つ)の世(四つ)までも末永く」という素朴な意味がこめられております。

若い人が続いてこそ

石垣市織物事業協同組合には九十名余りの組合員が上布製作に取り組んでおります。

同組合は昭和五十一年十二月に五十名ほどの組合員で設立され、以来、同組合の講習を受けた人は二百三十名ほどになります。同組合理事長の松竹喜生子さんは「織物の魅力は、気持ちを含めた分だけ良いものができる。手間と時間をかけて丹念に作業を進め、織りあがったときの達成感なんともいえない」と上布の奥深さを話しております。

また、今後の課題として、後継者の育成をあげております。糸を紡ぐ方々の年齢が八十代になっております。この作業は忍耐と時間が必要な作業であるため後継者不足が懸念されております。

私たちの祖先が苦難の歴史の中から大切に育ててきた文化を「八重山で育った若い人達がしっかりと受け継いでもらいたい」と松竹さんは話しました。

(人頭税について11ページに説明記事を掲載)

春の大掃除

5月18日(火)から5月28日(金)まで

清潔で住みよい生活環境を創ろう

住みよい生活環境をつくり、より良い快適な地域社会をつくる上で大切なのは、ごみを適切に処理し、衛生面での対策を講じることにあります。各家庭から出されるごみは減量化し、早目に処理しましょう。

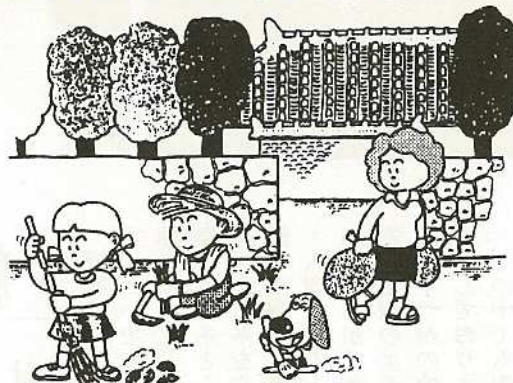
また、食中毒や伝染病を媒介する可能性のある鼠・蚊・蠅なども適切に駆除しましょう。

石垣市では、各地域の公民館等と協力して「春の大掃除」を5月18日から5月28日までの間行います。市民の皆様のご協力をお願いします。

【問い合わせ】民生部環境保護課 ☎2-1285

検査及び指導日

- 5月18日(火)：新川・双葉・新栄町・浜崎町
- 5月19日(水)：登野城・天川・八島町
- 5月20日(木)：大川・石垣・美崎町
- 5月21日(金)：平得・真栄里・磯辺・宮良・白保・真栄里ニュータウン・真栄原ニュータウン
- 5月25日(火)：磯辺団地・磯辺第2団地・宮良団地・登野城団地・新川団地・新川第2団地・真喜良団地・真喜良第2団地・真喜良第3団地・県職員真栄里団地・国家公務員宿舎・平真団地
- 5月26日(水)：大浜・高田地区・三和・川原・於茂登・開南・嵩田・名蔵・元名蔵
- 5月27日(木)：大里・星野・伊野田・大野・伊原間・明石・吉野・久宇良・平久保・平野
- 5月28日(金)：崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原・米原・富野・大田・伊土名・野底



市民から収集した、もやさないごみや廃電化製品などは、最終処分場の前処理施設で破碎され埋立されます。そのため、もやさないごみに、もやすごみなどがはいつていると破碎されません。

分別されないごみは、収集しませんので、ごみはきちんと分別して出して下さい。

次のように分別して下さい

もやすごみ	生ごみ、草木類、(生木を含む)、板切れ、紙類、お菓子の袋やスーパーなどの袋類
もやさないごみ	ラップ、プラスチックの容器、フライパン、ナベ、ポット、アイロンなどの小型電化製品、傘、くつ、つり具類、ペンキの缶、スプレー缶、皮類、玩具類
そごみ	ふとん、カーペット、たんす、いす、机、洗濯機、トタン、木の幹、冷蔵庫、テレビ、ビデオ、扇風機、エアコン、自転車、バイク ごみ袋に3つ以上入るものは、もやさないごみです。
資源ごみ	ボール、新聞紙、雑誌、チラシ、牛乳パックなどは、たばねてもやすごみの日に出す。 ペットボトルとびんは同じ袋に入れてもやさないごみの日に出す。 アルミ缶、スチール缶は同じ袋に入れてもやさないごみの日に出す。

■清掃の重点項目

- ① 建物の内外や建物に面する道路・側溝の清掃をし下さい。また畜舎や倉庫などの清掃をして下さい。
- ② 家庭や事業所から出るごみの再利用や減量化を心掛けましょう。
- ③ 鼠や衛生害虫を駆除するために雨水などを早めに排除して下さい。
- ④ 貯留槽は定期的に清掃し、専門業者に保守点検を依頼して下さい。
- ⑤ 空き地の管理者や所有者は空き地の不良の状態を解消し、市民が安心して利用できるようにして下さい。当日は市役所から派遣された職員が自治公民館等の役員と共に各戸を訪問し、検査指導を行います。

新しい最終処分場が
5月1日から本格的に
稼働しました

4月から介護休業給付がスタートしました

介護休業給付制度の概要

【支給対象者】

家族を介護するために休業をした雇用保険の一般被保険者で、介護休業開始前に賃金支払い基礎日数が十一日以上ある月（過去に基本手当当分の受給資格決定を受けたことがある者については、基本手当当分の受給資格を受けた後のものに限る。）が十二ヵ月以上ある方が支給対象になります。

【支給対象となる介護休業】

介護休業給付金は、以下の要件等を満たす介護休業の対象となる家族一人につき、休業開始から最長三ヵ月を経過するまでの介護をしている一期間について支給されます。

① 一般被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母（養父母を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）又は一般被保険者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫を介護するための休業であること。

② 一般被保険者が休業の開始予定日と終了予定日を明らかにし、事業主に申し出て認められた休業であること。

【給付の内容】

介護休業給付は、休業を開始した日から換算した一ヵ

月ごとの期間（その一ヵ月の間介護休業終了日を含む場合はその介護休業終了日までの期間。以下支給単位期間という。）について支給されます。

介護休業給付の対象となる介護休業の期間は一人の家族あたり最長三ヵ月です。介護休業給付金の支給対象は最長三支給単位期間ということになります。

介護休業給付金は各支給単位期間ごとに支給額を計算し支給されます。

【支給額】

介護休業給付金の各支給単位期間ごとの支給額は、原則として、休業開始前の賃金に基づいて計算された賃金日額の三十日分の二十五％です。

【休業終了日】

休業終了日（休業が三ヵ月以上の場合三ヵ月を経過する日）の翌日から換算して二ヵ月を経過する日の属する月の末日までに、事業主が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「介護休業給付金支給申請書」に必要書類を添えて、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出することにより支給が受けられます。詳しくは、公共職業安定所に問い合わせ下さい。

健康に最適な運動量はどのくらい

保健婦だより

気候も暖かくなり、トライアスロン選手の勇姿を見て運動してみようかと考えている人はいませんか。

「健康を維持するために望ましい運動量」というものが

あります。これを「運動所要量」といいます。下表に年代別の運動所要量を示してあります。個人々々の正確な運動所要量は一律ではなく、本来、酸素摂取量や脈拍数を測定して計算しなければなりません。下表は一般的な人を調査した結果です。

しかし、運動にはそれに伴う危険性もあることを忘れてはなりません。運動のやり方によっては体力を低下させた

り、障害を起こしたりします。自分の体調や体力に応じて無理しないことが大切です。

また、準備体操や整理体操は障害を起こさず、疲労を残さないために大切なことです。生活習慣を改善し、運動をすることで健康検診の結果が改善できます。

健康増進課
保健婦 東盛幸枝

健康づくりのための運動所要量

年齢	20代	30代	40代	50代	60代
1週間の合計運動時間	180分	170分	160分	150分	140分
目標心拍数(拍/分)	130	125	120	115	110

小・中・高校生のための国際交流

——夏期海外派遣事業——

海外派遣事業は、家庭でのホームステイや文化交流会を行う学校生活体験、野外活動体験、キャンプ生活などを主な内容としております。

海外での体験を通して言葉や習慣、民族や文化の違いを乗り越えて互いに共感できることを学ぶ研修です。

この事業では、中学生・高校生を対象とした事業や小学生から参加できる事業があります。

【申込締切】平成11年6月10日

【問い合わせ】(財)国際青少年研修協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-11

大村ビル3階 ☎(03)3359-8421

5月は自動車税の納期です



5月は自動車税の納期です。県では納期内の納付率の向上と納税思想の高揚を図るため、あらゆる広報媒体を活用した納税の呼びかけを行っております。

まだ、自動車税を納めていない方は、お早めに最寄りの銀行・農協等で納めて下さい。

【問い合わせ】八重山支庁県税課 ☎2-3045

児童生徒の健康づくりのお手伝い

平成11年度の各幼稚園及び各小中学校の学校医、歯科医、薬剤師の皆様が下記のとおり委嘱されました。

この一年間、児童生徒の健康管理、保健指導、学校の衛生面などで指導を行います。児童生徒をお持ちの家族の皆様へお知らせいたします。

【問い合わせ】教育委員会学校教育課 ☎2-4701

学 校 医

校 医 名	住所・電話	担 当 学 校
宮 良 善 雄	石垣市字新川27 ☎2-4181	あまかわ幼、やえやま幼、おおかわ幼、登野城小、八島小
張 守 和	石垣市字大川578-35 ☎2-0319	石垣第二中
玻座真 学	石垣市字大川182 ☎2-2136	あらかわ幼、まきら幼、新川小、真喜良小、へいしん幼、平真小
石 垣 忠 男	石垣市字登野城130 ☎2-3050	なぐら幼、みやなが幼、しらほ幼、みやとり幼、みやまえ幼、いのだ幼、あかし幼、ひらくぼ幼、かわはら幼、名蔵小・中、川原小、大本小、石垣小、宮良小、白保小、伊野田小、明石小、平久保小、白保中、伊原間中
与那覇朝弘	石垣市字新川35 ☎2-9281	わかば幼、のそこ幼、富野小・中、吉原小、川平小・中、崎枝小・中、野底小
石 垣 吉 春	石垣市字大川179-1 ☎2-3170	おおはま幼、大浜小、石垣中
屋比久清松	石垣市字石垣488-1 ☎2-7013	大浜中

学 校 歯 科 医

歯 科 医 名	住所・電話	担 当 学 校
上 間 剛 将	石垣市字登野城126 ☎2-2665	おおはま幼、かわはら幼、いのだ幼、大浜小、川原小、大本小、伊野田小、大浜中
新 城 安 憲	石垣市字大川273 ☎2-4561	石垣中
砂 川 毓 雄	石垣市字登野城70 ☎2-2033	みやなが幼、あかし幼、ひらくぼ幼、石垣小、宮良小、明石小、平久保小、伊原間中
森 岡 成 行	石垣市新栄町70-3 ☎3-5233	なぐら幼、名蔵小・中
大 山 佐 千 夫	石垣市新栄町12-8 ☎2-1608	へいしん幼、平真小
上 江 田 武	石垣市字石垣270-2 ☎3-4402	やえやま幼、のそこ幼、登野城小、富野小・中、野底小
宇 江 城 正 和	石垣市字大川23 ☎3-4182	わかば幼、吉原小、川平小・中、崎枝小・中、石垣第二中
塩 谷 清 一	石垣市字大川262 ☎3-5390	みやとり幼、みやまえ幼、しらほ幼、おおかわ幼、白保小、白保中
砂 川 和 徳	石垣市字登野城2-6 ☎3-4658	あまかわ幼、八島小
漢 那 憲 宜	石垣市字新川2444-1 ☎8-5454	まきら幼、真喜良小
山 城 安 貴	石垣市字石垣280-1 ☎3-3418	あらかわ幼、新川小

学 校 薬 剤 師

薬 剤 師 名	住所・電話	担 当 学 校
宮 良 善 久	石垣市字大川201 ☎2-3468	ひらくぼ幼、あかし幼、平久保小、明石小、八島小、伊原間中
新 本 一 成	石垣市字大川203 ☎2-2101	やえやま幼、かわはら幼、登野城小、川原小、大本小、大浜中
新 嵩 武 三	石垣市字美崎町9 ☎2-2180	あまかわ幼、おおはま幼、みやなが幼、へいしん幼、大浜小、宮良小、平真小
佐 久 間 長 昭	石垣市字大川210 ☎2-2024	みやとり幼、なぐら幼、石垣小、石垣中、名蔵小・中
宮 良 善 孝	石垣市字石垣12-1 ☎2-9335	まきら幼、のそこ幼、野底小、吉原小、真喜良小、富野小・中
山 城 専	石垣市字大川205 ☎2-2712	おおかわ幼、みやまえ幼、わかば幼、川平小・中、崎枝小・中、石垣第二中
大 浜 貴 子	石垣市字大川287-5 ☎2-4420	いのだ幼、しらほ幼、あらかわ幼、伊野田小、白保小、新川小、白保中

障害児巡回就学相談

沖縄県立教育センター特殊教育課では、発達に障害のある子どもの健やかな成長を図り、できるだけ早い時期から医学や教育、心理学の専門家による就学や教育に関する相談を実施しております。相談は無料です。

- ① 日時：平成11年6月11日(金)
- ② 場所：県八重山支庁庁舎
- ③ 相談対象と相談内容
(1)ものを見るときに近づきすぎる
(2)うしろから呼びかけてふりむかない
(3)指示や話の内容が理解できない
(4)手足や体の動かし方がぎこちない
(5)体が弱く、戸外で遊べない
(6)発音や話し方が不明瞭である
(7)落ち着きがなく、ひとつのことに集中しない
- ④ 相談員(予定)
医師、琉球大学教育学部教授、特殊教育諸学校長及び教諭 他

【問い合わせ】教育委員会学校教育課 ☎2-7401

カンキツグリーンング病の防除にご協力を!

カンキツグリーンング病は、かんきつ類に被害を与える重要な病害で、主に接木及び媒介昆虫(ミカンキジラミ)によって伝搬し、被害地域が拡大します。

このため県内における早期発見・早期防除にご協力をお願いします。



【病 徴】

- ① 葉に要素欠乏症やカミキリムシ被害に類似した退緑斑が見られる。病状が激しい場合は、葉脈間が著しく黄化し、次第に全葉も黄化を示す。
- ② 果実は、小型化して着色が悪くなる。
- ③ 病状が進行すると樹勢が衰え、後に枯死する。

【防除法】

- ① 本病は接木によって伝染するため、穂木及び苗木は健全なものを用いる。
- ② 感染した樹は伝染源になるため、早期に伐採処分する。
- ③ ゲッキツは、本病の媒介昆虫であるミカンキジラミの好適寄主となるため、かんきつ園周辺からできるだけ除去する。
- ④ 薬剤によるミカンキジラミの防除を行う。

【伐採方法】

- ① 可能な限り地際部から切断伐採する
- ② 葉の部分や小枝等(葉のついている部分)は剪定し、焼却または埋没するか、ビニール袋等に袋詰めにして可燃ごみとしての処理を行う。
- ③ 切り株は、伐根または樹が再生しないような処理を行う。

【問い合わせ】

沖縄県農林水産部営農推進課植防土壌係

☎098-866-2280

農業試験場病虫部病理研究室

☎098-884-9908

病害虫防除所

☎098-866-0227

し尿の汲み取り、浄化槽の清掃は下記業者へ

業種	許可番号	業者名	氏名	所在地	電話
し尿	5	第一衛生社	砂川順子	平得292	2-4434
	6	石垣衛生社	次呂久邦雄	石垣144-2	2-4960
	7	昭和衛生社	入嵩西太郎	新川153-3	2-6312
浄化槽汚泥	8	水質管理サービス㈱	我喜屋 隆	平得228	3-0555
浄化槽 清掃業	1	昭和衛生社	入嵩西太郎	新川153-3	2-6312
	2	石垣衛生社	次呂久邦雄	石垣144-2	2-4960
	3	水質管理サービス㈱	我喜屋 隆	平得228	3-0555

事業系ゴミの処理 (スナック、喫茶店、商店、事務所などのゴミ)

事業系ゴミは、自己処理が原則です。自己処理出来ない場合は、市の許可した下記的一般廃棄物処理業者と契約するか、又は自分で処分場に搬入して下さい。

業種	許可番号・業者名	氏名	所在地	電話
ごみ	1. 高良清掃社	高良朝尚	登野城927-3	2-6267
	2. タカシマ清掃社	高島忠次	新栄町17-1	3-2348
	3. 上真地清掃社	上真地正夫	浜崎町2-6-37	2-8387
	4. 石垣環研	我喜屋 隆	平得228	3-0555

人頭税
 (この項目は7ページの人頭税の説明文として掲載しました)

明治三十五年(西暦一九〇二年)まで沖縄に存在した「租税賦課制度」。人口調査に基づいて賦課対象となる年齢層へ頭割り(税を課しました。沖縄全域で行われていたが、宮古、八重山地方では明治三十年代まで行われていました。その由来は、米や粟による租税の一部を反布にかえておさめるよう義務づけられていました。上納する反布はおもに女性に対して頭割りに課

せられ、品質検査も厳しく、さまざまな悲話を生みました。八重山上布のほか宮古上布や久米島紬はその遺産である。琉球処分(一八七九)後もこの租税制度は残されましたが、人頭税廃止運動(一八九三)などの高まりにより廃止されることとなり、一九〇三年からは近代的税制度に切り替えられました。

健康相談のお知らせ (平成11年5月10日~6月10日)

健康増進課では市内各所において保健婦による健康相談を行っております。(日時と場所は次のとおりです)

【主な相談内容】

- ①成人相談(血圧測定・基本検診の結果等)
- ②乳幼児相談(身体測定・予防接種等)
- ③健康上の悩みごとや困っていること。

石垣市役所 保健婦室(健康増進課内)

5月14日(金) 午後1時~3時
 5月28日(金) 午後1時~3時
 (毎月第2・4金曜日)

登野城漁港(東2組倉庫)

6月3日(木) 午前9時30分~11時30分
 (毎月第1木曜日)

老人福祉センター

5月12日(水) 午後2時~3時30分
 5月18日(火)
 (毎月第1火曜日)

新栄町自治公民館

6月2日(水) 午後1時30分~3時30分
 (毎月第1水曜日)

真喜良第2団地集会所

6月2日(水) 午後1時30分~3時30分
 (毎月第1水曜日)

川平保健指導所

5月14日(金) 午前10時~午後4時
 5月28日(金) 午前10時~午後4時
 (毎月第2・4金曜日)

伊原間保健指導所

5月11日(火) 午前10時~午後4時
 5月25日(火) 午前10時~午後4時
 (毎月第2・4火曜日)

【問い合わせ】

市役所健康増進課 ☎2-1279
 川平保健指導所 ☎8-2203
 伊原間保健指導所 ☎9-2933

母(父)親学級へのご案内

母(父)親学級では、丈夫な赤ちゃんを産み育てるために、お産の仕組みや妊婦体操・呼吸法・栄養などについてアドバイスをしています。少人数の講習で話しやすい雰囲気です、ぜひ参加して下さい。

5月12日(水) 午後1時30分~4時30分
 ビデオによる講話を行います。また、母と子のための制度、妊婦体操、歯科医師による歯の話などを行います。(第1課)

5月19日(水) 午後1時30分~4時30分
 ビデオによる調理実習を行います。妊婦中毒症・肥満について、実際に作って試食します。エプロンを持参して下さい。(第2課)

5月26日(水) 午後1時30分~4時30分
 ビデオによる体操実技を行い、お産の仕組みやお産の準備、妊婦体操・呼吸法・先輩ママとの交流会を行います。(第3課)

場所: 旧港湾ターミナル2F
 時間: 午後1時30分~4時30分
 2-4200

乳児健康診査及び相談

【3~4ヶ月の乳児】(毎月第4土曜日)
 5月22日(土) 午後1時~3時
 (対象: 平成11年1月生まれの乳児)

【9~10ヶ月の乳児】(毎月第4土曜日)
 5月22日(土) 午前9時~11時
 (対象: 平成10年7月生まれの乳児)

【1歳6ヶ月児】(毎月第2・3木曜日)
 5月13日(木) 午後1時~1時30分
 5月20日(木) 午後1時~1時30分
 (対象: 平成9年10月生まれの幼児)

【3才児】(毎月第1・4木曜日)
 5月27日(木) 午後1時~2時
 6月3日(木) 午後1時~2時
 (対象: 平成8年1月生まれの幼児)

【妊産婦・乳幼児相談】(毎月第3火曜日)
 5月18日(火) 午後1時~2時
 (対象: 希望者)

【離乳食実習】(毎月第2火曜日)
 5月11日(火) 午後1時30分~1時45分
 6月8日(火) 午後1時30分~1時45分
 (対象: 4ヶ月児)

「歯の衛生週間」のポスターと作文を募集

6月4日から6月10日までの間は「歯の衛生週間」です。教育委員会では、歯の大切さに関心を持ち、歯の衛生に関する正しい知識を広め、子どもたちの健康づくりに役立てるため、市内小・中学校児童生徒を対象に、「歯」に関するポスターと作文を募集します。

応募の締切りは5月20日です。

【問い合わせ】 教育委員会 学校教育課 ☎ 2-4701

労働保険の年度更新手続は 早めに 正確に!

平成11年度労働保険（労災保険・雇用保険）料の申告は4月1日から5月20日までとなっています。

労働保険料申告書用紙は3月末までに皆様のもとへ発送してありますので、その内容をよくお確かめのうえ、日本銀行歳入代理店（琉球銀行・沖縄銀行・海邦銀行）各郵便局にお早めに納付して下さい。

なお、労働保険事務組合に事務委託をしている事業主は各事業組合の指定する期日までに当該事務組合へ賃金等報告書を提出して下さい。

おって、皆様方の便宜を図るため、先に送付してあります「年度更新用封筒」裏面記載の日程により、申告書の集合受付を行いますのでご利用下さい。

沖縄労働基準局 ☎ 098-868-4403
各労働基準監督署
沖縄県商工労働部雇用保険課 ☎ 098-866-2362
各公共職業安定所

日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎の予防接種を次のとおり行っております。対象となる子供のいる皆様は母子健康保健手帳をよくお確かめ下さい。

【対象者】 満3歳から7歳までの子

- ① 1期（初回）今年から初めて日本脳炎予防接種を受ける子供
新対象者は平成7年6月25日から平成8年5月18日までに生まれた子供。
- ② 1期（追加）1回だけ受けます。
（初めて接種してから2回目に接種するまでに、おおむね1年以上の期間を必要とします）

【日 程】

- 5月19日（水）……登野城、大川、石垣、美崎町、八島町
新栄町、浜崎町
5月20日（木）……新川、平得、真栄里、大浜、宮良
白保、東部、北部、西部地区

【時 間】 12:50～13:50（時間厳守）

【場 所】 市総合体育館（サブアリーナ）

【接種料金】 1人1回につき千円。生活保護世帯・身体障害者については免除されます。
（尚、生活保護世帯・身体障害者の皆様は、福祉事務所発行の証明書を持参してください。また、児童生徒については学校長の校長印を予診票に押印して下さい。）

【問い合わせ】 民生部健康増進課 ☎ 2-1279

春の行政相談週間はじまる

5月16日～22日まで

「行政相談制度」は役所の仕事に対する苦情や意見、要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、市民の皆様の声を広く行政に役立てるものです。

総務庁では、このことを広く国民の皆様にご利用していただくため、毎年5月に行政相談週間を実施しており、今年は5月16日（日）から22日（金）までを「春の行政相談週間」と定めています。

石垣市では黒島精耕さんと砥板京子さんを総務庁長官が行政相談委員に委嘱して、市民の相談相手となっています。

同週間の一環として、次のとおり巡回行政相談所と設置しますので、お気軽にご利用下さい。

平久保公民館 5月18日（火）午後1時～午後3時
吉原公民館 5月19日（水）午後1時～午後3時

【このような時に相談を】

国の役所の仕事や特殊法人（NTT）などの仕事のほか、県や市町村が国から委託されたり、国の補助を受けて行っている仕事について、次のようなことはありませんか。

①説明に納得できない。 ②どこに相談していいのか分からない。 ③直接苦情を出しにくい。

また、沖縄行政監察事務所でも、次のとおり電話等で常時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

行政苦情110番……………☎ 098-867-1100
（17時から留守番電話）
相談受付FAX……………☎ 098-866-0158
暮らしの総合行政相談所…☎ 098-861-3794
行政相談員連絡先……………黒島精耕 ☎ 2-4609
砥板京子 ☎ 3-9762

石垣市ホームページアドレス
URL <http://www.city.ishigaki.okinawa.jp>

石垣市公共施設管理公社ホームページアドレス
URL <http://www.rik.ne.jp/k-kosya/>